

愛知県介護支援専門員協会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、愛知県介護支援専門員協会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所を、名古屋市中区栄松原三丁目7番15号 一般社団法人愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会内に置く。

(目的)

第3条 本会は、愛知県在住及び愛知県内に勤務する介護支援専門員の資質及び社会的地位向上に努め、専門的知識、技能を研鑽し、介護保険制度が利用者主体の制度として確立されるよう、公平・中立なケアマネジメントに努め、日々の実践・研究を通して県民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 1 介護支援専門員の知識及び技術の向上に関すること。
- 2 介護保険制度及び介護支援専門員に係る調査研究に関すること。
- 3 介護保険制度に対する提言に関すること。
- 4 介護保険制度の普及啓発に関すること。
- 5 介護支援専門員が必要とする情報の提供に関すること。
- 6 関係団体との連携・調整に関すること。
- 7 その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第2章 会 員

(会員)

第5条 本会は、平成18年3月31日までは介護保険法第79条第2項第2号に規定する又は、平成18年4月1日介護保険法総則第7条第5項にある介護支援専門員を会員とする。

(入会)

第6条 本会の目的に賛同する個人は、入会申込書を提出し、理事会の承認を得て会員とみなす。なお、本会の会員となったときから、日本介護支援専門員協会の会員とみなす。

(会費)

第7条 会員は、別に定める会費（本会並びに日本介護支援専門員協会）を納入しなければならない。

(退会)

第8条 次の各号に該当する者は本会の会員としての資格を失う。

- (1) 本人が、書面により退会を申し出たとき。
- (2) 本会の名誉を著しく傷つけ、規約に反する重大な行為のあった会員は、理事会の決定により退会させることができる。
- (3) 正当な理由がなく、会費を1年以上納入しなかったとき。
- (4) 日本介護支援専門員協会の会員資格を失った者。

第3章 役員

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|---------|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 理 事 | 1 5 名以内 |
| (4) 監 事 | 2 名 |
| (5) 相談役 | 若干名 |
| (6) 顧 問 | 若干名 |

2 理事及び監事は、選考委員会において、正会員の中から選任する。

3 会長・副会長は、理事会において理事の互選により選任する。

4 監事は、他の役員を兼任することはできない。

5 相談役・顧問は理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

(職務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、本会の会務を執行する。

4 監事は、会計及び会務執行状況を監査する。

(任期)

- 第11条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が選任されるまでは、引き続きその職務を行わなければならない。
 - 4 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるときは、総会の議決により、解任することができる。

第4章 会 議

(会議)

- 第12条 会議は、次のとおりとする。
- (1) 総会（定時総会及び臨時総会）
 - (2) 理事会
 - (3) その他

(理事会)

- 第13条 理事会は、規約の改正、役員の選出、事業計画の決定及び事業報告の承認、収支予算の決定及び決算の承認、会員の身分に関する事項その他の本会の運営に関する重要事項について議決する。
- 2 理事会は、会長が招集し、議長は会長がこれにあたる。
 - 3 理事会は、理事の過半数で成立し、議事は出席理事の過半数をもって議決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところに従う。

(招集及び開催)

- 第14条 会議は、会長が招集する。
- 2 理事会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(補助組織の設置等)

- 第15条 会長は、理事会の承認を得て、補助組織を設置することができる。

第5章 会 計

(会計)

第16条 本会の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 入会金
- (2) 会費
- (3) 寄付金
- (4) その他の収入

(予算及び決算)

第17条 予算及び決算は、理事会の承認を得るものとする。

(会計年度)

第18条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 規約の変更・その他

(規約の変更)

第19条 この規約を変更する場合は、理事会において出席者の3分の2以上の賛成によって議決しなければならない。

(雑則)

第20条 この規約に定めるもののほか、この規約の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

- 附則**
1. この規約は、平成18年12月22日から施行する。
 2. この規約（退会約定）は、平成22年10月27日から施行する。
 3. この規約は、平成24年4月1日から施行する。